資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

令和5年度予算案額 105 **億円** (125 **億円**)

事業の内容

事業目的

令和12(2030)年の長期エネルギー需給見通しや野心的な温室効果ガス削減目標の実現に向け、再エネの拡大・自立化を進めていくことが不可欠であり、また、需要家である企業等もSDG s 等の観点から、いわゆるRE100をはじめとした事業活動に再エネの活用を求められる状況にあります。しかし、需要家による太陽光発電の活用は道半ばであり、現時点で必ずしも自立的な導入拡大が可能な状況には至っていないことから、需要家主導による新たな太陽光発電の導入モデルの実現を通じて、再生可能エネルギーの自立的な導入拡大を促進することを目的とします。

事業概要

再エネ利用を希望する需要家が、発電事業者や需要家自ら太陽光発電設備を設置し、FIT/FIP制度・自己託送によらず、再エネを長期的に利用する契約を締結する場合等の、太陽光発電設備の導入を支援します。令和5年度からは、新たに蓄電池併設型の設備導入について支援を拡充します。

【主な事業要件例】

- ・一定規模以上の新規設置案件※であること
- ※同一の者が主体の場合、複数地点での案件の合計も可(1地点当たりの設備規模等についても要件化)
- ・FIT/FIPを活用しない、自己託送ではないこと
- ・需要家単独又は需要家と発電事業者と連携※した電源投資であること ※一定期間(8年)以上の受電契約等の要件を設定。
- ・廃棄費用の確保や周辺地域への配慮等、FIT/FIP制度同等以上の事業規律の確保に必要な取組を行うこと 等

事業スキーム(対象者、対象行為、補助率等) 民間事業者等が太陽光発電設備を導入するための、機器購入等の費用について、 2/3又は1/2を補助する。なお、蓄電池設備の導入については、1/3を補助する。 ※太陽光発電設備に係る補助率・・・自治体連携型:2/3、その他:1/2 補助 補肋 (定額) (2/3, 1/2, 1/3)民間団体 玉 民間企業等 【対象事業スキームイメージ】 ②契約・精算 需要家 小売事業者 、①契約・精算 ①②の契約等 による紐付け 発雷事業者等

成果目標

令和4年度から4年間を目途に継続して実施する事業であり、令和12(2030)年の 長期エネルギー需給見通しの実現を目指します。